

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 40 号

函館市民生委員定数条例の制定について
函館市民生委員定数条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市民生委員定数条例

民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条第 1 項に規定する条例で定める民生委員の定数は、710 人とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による民生委員法の一部改正に伴い、条例で民生委員の定数を定めるため